

白河市新型インフルエンザ等対策行動計画（改正）【概要版】

1.概要

白河市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する福島県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて整合性を図りながら策定するものです。

2015年（平成27年）2月に策定の市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。

2022年（令和4年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の経験を踏まえ、2024年（令和6年）7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。

2025年（令和7年）3月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定し、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

2.計画の位置付けと見直し

国は、感染症法の計画等の見直し状況や整合性を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じ改定する予定となっている。

それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、市は、これに合わせて市行動計画の見直しを行います。



3.対象となる感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症（インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの）
- ・ 指定感染症（現在感染症法で位置づけられていない感染症について1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの）
- ・ 新感染症（人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの）

4.対策の時期区分

- ・ 準備期・新型インフルエンザ等の発生前の時期（平時）
- ・ 初動期・新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、対策が実行されるまでの時期
- ・ 対応期・封じ込めを念頭に対処する時期
 - ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

5.複数の対策項目に共通する横断的視点

・人材育成 ・国、県との連携 ・DXの推進（デジタルトランスフォーメーションの推進）

6.新型インフルエンザ等対策の各対策項目【7項目】

新規

改定により新規追加

対策項目	計画における主要な施策		
	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・情報共有、関係機関の連携 ・人材の確保 ・育成や実践的な訓練	・必要に応じ対策本部の設置	・地域の実情に応じた対策や機動的かつ効果的な支援
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・感染症に関する普及啓発 ・リスクコミュニケーション体制の整備	・科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供 ・可能な限りの双方向コミュニケーション	・情報媒体を整備・活用し、市民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施
③まん延防止	・基本的な対策の周知 ・広報や有事の対応についての理解促進	・感染症の特徴や感染状況に応じた適切なまん延防止対策	・検査・接触機会を減らす等の対応 ・ワクチン・治療薬等の状況変化に応じた対策の切替
④ワクチン	・ワクチン接種を行うための体制整備	・接種会場や医療従事者の確保等 ・各種体制の整備	・特定接種対象者への同意に基づく接種 ・必要に応じた接種体制の拡充 ・健康被害救済制度の周知、有効性及び安全性、副反応及び対処法に関する情報提供
⑤保健	・感染症対応が可能な人材の確保 ・研修・訓練等を通じた人材の育成	・感染症有事体制への移行準備	・積極的疫学調査 ・療養先の調整、移送、自宅療養者の健康観察 ・生活支援の実施
⑥物資	・感染症対策物資の備蓄・確保、定期的な確認		
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・DXを活用した適切な仕組みの整備	・事業者や市民等に、事業継続のための対策や感染等対策の呼び掛け	・感染状況に応じ、市民生活及び地域経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応